

別紙③ 県の重要施策推進に係る項目の配点について

審査項目	設定区分		配点			
	大区分	小区分				
賃金水準の向上	給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 (※1)	1.50%以上		3点	最大 5.0 点	
		2.00%以上		4点		
		3.00%以上		5点		
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表(※2)		0.5点			
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法(※3)	0.25点	最大 3 点	
			次世代法(※3)	0.25点		
	えるぼしチャレンジ企業認定(※4)			1点		
	法令に基づく認定	女活法(※3)	えるぼし	1.5点		
			プラチナえるぼし	2点		
		次世代法(※3)	くるみん	1.5点		
			プラチナくるみん	2点		
	若者雇用促進法(※3)	ユースエール	0.5点			
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰		各 0.5点		最大 1 点
		女性の活躍推進企業表彰				
子ども・子育て支援知事表彰						
男女共同参画社会づくり表彰						

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類(任意様式)」により比較する。

※2 内閣府及び中小企業庁等が管理する「『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト」の登録企業リスト」に掲載している「パートナーシップ構築宣言」の写しを提出すること。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)  
 次世代法：次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)  
 若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)

※4 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。